

議長交際費執行基準

平成17年6月24日議長決裁

(目的)

第1条 この基準は、議会を代表して外部との交際、交渉等に要する交際費を適正に支出することにより、公正な議会運営を確保することを目的とする。

(執行基準)

第2条 執行しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するときは、当該交際費を執行することができる。

- (1) 議会を代表して社会通念上必要と認められる経費であること
- (2) 議会の円滑な遂行、進展及び信頼関係の維持増進のために必要な儀礼的経費であること
- (3) 政治活動又は選挙活動に関係していない経費であること
- (4) 宗教団体が行う宗教行事に関係していない経費であること
- (5) 必要最小限の適正な経費であること

(支出項目、内容及び金額)

第3条 交際費は、文書による出席依頼により支出することを基本とし、支出の対象となる項目、内容及び金額は次のとおりとする。

項目	内容	金額
慶祝	祝賀会、記念式典、落成式、竣工式で飲食を伴う場合の支出に係る経費	相当額
弔慰	別表「弔慰金支出一覧表」に基づく香典、供花等の支出に係る経費	別表参照
見舞い	病気等見舞いは、現職の三役及び管理職等が10日以上入院を要する場合の支出に係る経費 その他、国会議員、知事、県議会議員、近隣の議長、首長は当町との関係を考慮して対応	10,000円を限度とする
賛助・協賛	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときの支出に係る経費	10,000円を限度とする
各種団体の会議、行事等	議会運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、飲食を伴う場合の支出に係る経費	① 会費の明示がある場合は、精査のうえ対応する ② 会費の明示がない場合は、依頼先に確

		認し精査のうえ対応する ・会場が公共施設等 3,000 円を限度とする ・会場が飲食店等 10,000 円を限度とする
記念品、 餞別等	議会運営に対し、顕著な功労、協力及び交流に対する儀礼上の支出に係る経費	20,000 円を限度とする
渉外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営上、外部機関との交渉、交際表敬訪問等のために必要な P R 用特産品等の購入に要する経費 ・ 意見交換等の開催に要する経費 ただし開催にあたっては、目的、内容、相手方等を十分勘案し、適切な場所で、必要最小限の参加者によるものとする 	相当額
その他	上記のいずれにも属さない場合で、町政運営上議長が特に必要と認めたとき	相当額

(支払の証明)

第 4 条 交際費の支出に当たっては、領収書を徴するものとする。ただし、香典等、社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、「領収書等を徴し難い事情の支出明細書」で対応する。

(その他)

第 5 条 金額については、地域の慣習等特別な理由により、この基準で定める金額により難しい事情がある場合には、議長と協議のうえ金額を調整できるものとする。

2 この基準については、今後とも交際費に関わる支出事務の一層の適正化を図るため、適宜見直しを行なうこととする。

附 則

この執行基準は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する

附 則

この執行基準は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する

附 則

この執行基準は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する

附 則

この執行基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

別紙（第3条関係）

弔慰金支出一覧表

（単位：千円）

区 分	本 人		同居の親族 配偶者及び1 親等の親族 (父母・子)	別居の親族 1親等で血族 の(実父母・実 子)	過去に在職した本人	
	供花等	香典	香典	香典	供花等	香典
町長・助役・副町 長・収入役・教育長	○	10	5	5	○	10
町議会議員	—	—	—	—	○	10
職員(議会事務局)	○	10	—	—	—	—
町立小・中学校長	—	10	—	—	—	—
消防団正副団長	—	10	—	—	—	—
国会議員・知事・ 県議・首長・議長	—	10	10	—	—	—

1・過去に在職した町長・助役・副町長・収入役・教育長については在職した全ての者を対象とする。

・過去に在職した町議会議員については、1期（4年）以上在職した者を対象とする。

・過去に在職した町議会議員の配偶者については、議員遺族年金を受給している者を対象とする。

（香典 5,000円）

2 職員には、会計年度任用職員を含む。

3 東埼玉資源環境組合・水道企業団・消防署の長のときは、そのつど構成市と協議の上対応する。

4 町議会議員現職の場合は、議員会慶弔費において対応する。